

平成 27 年（2015 年）9 月 29 日

就労継続支援 A 型事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

就労継続支援 A 型における短時間利用者の減算に係る取扱変更について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
 本年 4 月の報酬改定により、就労継続支援 A 型事業の短時間利用に係る評価については、平成 27 年 10 月以降、従来の週 20 時間未満の利用者の割合に応じた減算の仕組から、1 日の平均利用時間に応じた減算の仕組へと見直しが行われます。

貴事業所におかれましては、これらの取扱いにご留意の上、請求業務を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 変更点

(1) 短時間利用に係る評価

平成 27 年 9 月までの取扱い		10 月以降の取扱い	
短時間利用者の割合	算定	平均利用時間	算定
50%以上 80%未満	基本単位数の 90%	1 時間未満	基本単位数の 30%
80%以上	基本単位数の 75%	1 時間以上 2 時間未満	基本単位数の 40%
—	—	2 時間以上 3 時間未満	基本単位数の 50%
—	—	3 時間以上 4 時間未満	基本単位数の 75%
—	—	4 時間以上 5 時間未満	基本単位数の 90%

(2) 算出対象となる利用時間

平成 27 年 9 月までの取扱い	10 月以降の取扱い
雇用契約に基づく労働時間	サービス提供を行った時間 ※ 休憩、昼食、面談などの時間を含む

2 添付書類

- (1) 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する留意事項
- (2) 平均利用時間に係る除外事由等報告書

3 留意事項

- (1) 本取扱は 10 月サービス提供分から適用となる。なお、その際の直近 3 ヶ月とは、7・8・9 月である。
- (2) 国保連より提供されている電子請求受付システムは、サービス提供実績記録票入画面において、提供年月を平成 27 年 10 月以降に設定した場合、現行の短時間利用の減算を入力する部分が新しい減算に対応する仕様となっている。※ 別添入力画面参照

4 短時間利用となった利用者を平均利用時間の算出から除外する場合

「平均時間の算出に係る除外事由等報告書」を平均利用時間の算出から除外する対象者がいる月の翌月 10 日までに電子メール、又は郵送にて障がい福祉課へ提出すること。

なお、報告書の提出がないもの、短時間利用となった事由に継続性のないものは、除外対象と認められないため注意すること。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課給付管理係
Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp